

広島県西部東保健所

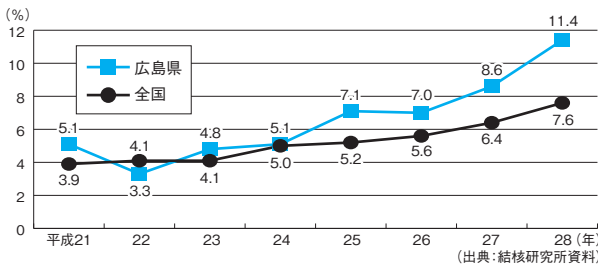
保健課課長 坂本 慰子

広島県内の外国出生結核患者の発生状況

広島労働局発表の「外国人雇用状況の届出状況」によると、広島県内の外国人労働者数は、平成28年10月末現在では24,593人にのぼり、平成20年10月末現在の13,196人と比べ1.9倍となっている。国籍別にみると、中国が8,707人（外国人労働者全体の35.4%）で最も多く、次いでベトナム5,991人（同24.4%）、フィリピン4,346人（同17.7%）の順となっており、特にベトナムについては、前年同期比で60.5%増加しており、急増傾向にある。在留資格別で見ると、技能実習が47.9%を占めており、留学は15.3%である。なお、外国人労働者のほぼ半数が、自動車部品や食料品の加工などの製造業に従事している。外国人労働者の77.5%を占める中国、ベトナム、フィリピンは、結核の罹患率が極めて高い国である。

広島県の新登録結核患者に占める外国人の割合は増加傾向にあり、平成28年では11.4%で、全国の7.6%と比較して高い状況である。結核高まん延国からの外国人労働者の増加に伴い、県内の新登録結核患者に占める外国出生の結核患者の割合は、今後も増加していくことが予想される（図1）。

図1 新登録結核患者に占める外国人の割合



外国出生結核患者への取り組み

このような傾向を踏まえ、本県では、平成28年度改定した「広島県結核予防推進プラン」において、外国人に対する結核対策をプランの三つの柱の一つに据え、重点的に取り組んでいくこととした。

(1) 外国出生患者等への対応における課題

日常の業務として、結核患者への対応を行っている県立保健所の保健師に対して、平成28年度、「外国人

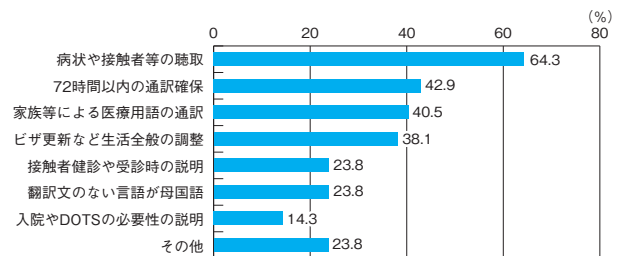
結核患者等への対応アンケート調査」を実施した。

アンケート調査の結果

○外国人患者や家族等への対応で困ったこと

「外国出生患者の病状や接触者等の聴取」や「72時間以内の通訳の確保」、「家族や知人が通訳する場合、医療用語や行政制度の通訳」が困難であることなど、言語の違いに基づく事項が上位を占めている（図2）。

図2 外国出生患者等への対応で困ったこと（複数回答）



○外国出生患者や家族からの意見

社会保障制度や文化が違うため、入院や検査・管理検診等の必要性が分かりにくい。

○患者の勤務先や技能実習生の監理団体等からの意見

大手企業や監理団体では、英語のパンフレットなどがあればサポートは可能だが、管理検診の目的や計画など、支援の全体像が分かる文書等が必要である。

(2) 外国語への対応

このような外国出生患者への対応時の課題、言語の違いへの対応として、結核の予防啓発資料や入院治療、医療費公費負担制度を説明する資料など7種類の資料を6カ国語（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語）に翻訳して作成し、外国語での対応を要するケースで、この資料を使用して説明を行ってきた。

一方でこれら6カ国語の資料については、作成後時間を経過し内容の見直しが必要な状況であることや、ベトナム語の資料がなく、急増するベトナム人の方への対応ができていないといった課題を抱えていた。

そこで課題解決に向けて、平成29年度、県立保健所の結核担当者で構成する「外国人の結核に関する啓発・支援体制検討会」を立ち上げた。外国出生結核患

者等に説明する資料について、見直し内容や対応言語、作成方法等を検討し、作成資料の原案が完成したところである。また、次年度以降に作成する資料の優先順位を整理し、継続的に取り組むこととしている。

検討会では、資料の見直し・作成の他にも、外国出生患者に対する対応事例を情報共有する場を新たに設けるなど、外国出生患者に対する対応力の充実に向けた様々な取り組みを進めている。

(3) 広島県西部東保健所における健康教育の取組

西部東保健所管内は、竹原市、東広島市、大崎上島町の2市1町で、広島県のほぼ中央に位置し、管内人口は、約22万7千人で、東広島市では人口の増加が続いているが、竹原市、大崎上島町では減少が続いている。65歳以上の高齢者の人口は約5万6千人で、全体の約25%を占めており、高齢化が進んでいる。

新登録患者に占める外国出生者の割合は平成28年は20%であり、県平均の11.4%を大きく上回っている。管内には、大学が3校あり外国からの留学生が多いことや、外国人技能実習施設が複数あり、外国人技能実習生が多いことが要因と考えられる。

このような状況を受け、当所では外国人技能実習生に向けて、監理団体が行う講習会において、結核・感染症に関する健康教育を行っている。

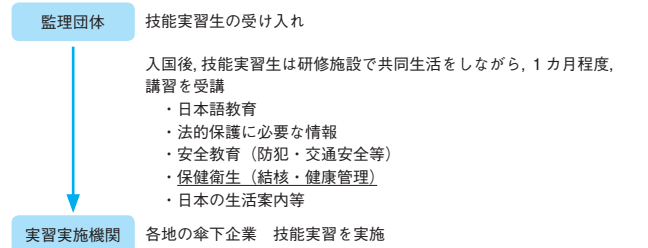
県内の監理団体では、傘下の企業で3年間の技能実習を予定し、外国から実習生を年に数回に分けて受け入れている。技能実習生は、入国後約1カ月間、研修施設で共同生活をしながら、毎日日本語教育などの講習を受講する。その講習の1コマとして「保健衛生（結核・健康管理について）」の講義を2時間程度設定しており、その講習を毎年当所が担当している（図3）。

技能実習生は、約1カ月間の学習の後、実習実施機関である各地の企業へそれぞれ配属され、技能実習を実施している。平成29年度は中国、ベトナム出身の外国人技能実習生を対象に年3回講習を行い、41名が受講した。監理団体が中国語、ベトナム語それぞれ1名ずつ通訳を手配し、保健所職員が日本語で説明したのち、中国語、ベトナム語に通訳している。

講習会のパワーポイント資料は日本語で作成しているが、通訳者は医療関係者ではないため、専門用語は

図3 外国人技能実習生に対する健康教育の取り組み

- 外国人技能実習制度において、技能実習生は1年目から実習実施機関との雇用契約の下で技能実習を受ける。滞在期間は最長3年
- 実習実施機関や監理団体により、技能実習生に対する講習を実施することが義務付けられている。



できるだけ分かりやすい平易な言葉にし、短い文章で確実に正しい知識が伝わるよう配慮している。

結核という病気を知ってもらい、有症状時の早期受診を促している。また、医療費負担について心配し、医療機関への受診が遅れたり、治療が中断することがないように、日本の結核医療費公費負担制度についての説明も丁寧に行うようにしている。

外国出生結核患者への取組の課題

国際化が進む中、今後広島県への外国人労働者のさらなる増加が予想され、これに伴い、外国出生患者へ対応する機会は今後ますます増加すると予想される。

外国出生患者本人と意思疎通を図り、結核の治療や服薬支援等について理解を得て、確実に治療が実施される必要がある。しかし、言葉の問題や結核に対する知識の違いなどにより、対応が困難なことが多くみられる。また、外国出生患者へ対応するための、外国語の啓発・説明資料の整備状況も十分とは言えない状況にある。

まとめ

外国出生患者が増加することを踏まえると、2020年までに低まん延状態を達成するには、外国出生者を多く雇用している企業で結核予防や健康診断などの健康管理が実施されるよう、企業や労働局などと連携し、早期発見や、患者中心の支援を進める必要がある。

また、県内の外国人労働者の多くは母国語が英語でないことを踏まえ、外国出生患者が結核治療や患者支援について正しく理解し、確実に治療が行われるよう、外国語の啓発・説明資料を拡充する必要がある。